

## ●香川県告示第145号

香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年香川県条例第44号）第24条第1項の規定により、カンカケイニラ保護事業計画を定めたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、香川県環境森林部みどり保全課及び各県民センターに備え置いて一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 事業の目標

カンカケイニラは、世界的に見ても香川県の小豆島にのみ自生する固有種であり、小豆島の寒霞溪周辺の集塊岩地帯だけに生育する多年生草本植物であるが、生育状況や生態について得られている情報が非常に少ない。これまでに知られている自生地が小豆島でも少ない上、集塊岩上のほとんどの産地で消滅しており、近年著しく個体数が減少している。特に、今後、希少固有種としての園芸価値が高まった場合は、盗掘の危険性が増加し、現況を放置しておけば、かろうじて残っている個体群も短期間で消滅し、絶滅してしまう恐れがある。

一方、カンカケイニラの生育する集塊岩地帯は、地形や土壌の上から生物の生息にとって極めて特殊であり、本県の指定希少野生生物であるミセバヤ、ショウドシマレンギョウ、ヤハタマイマイのほか貴重な動植物が数多く生息している地域でもある。

そこで、本事業は、小豆島の集塊岩地帯における多様な生物の保全を前提として、カンカケイニラの生育状況についてのモニタリングのほか、生育条件や種生物学的特性の把握を行い、その結果を踏まえた効果的な保護事業を実施する。このことにより、カンカケイニラが自然状態で安定的に存続できる状態になることを含め、今後の生育状況の見通しを把握することを目標とする。

### 2 事業の区域

小豆島の嶮岨山一帯の集塊岩地帯、主として寒霞溪周辺におけるカンカケイニラの分布域

### 3 事業の内容

#### (1) 生育状況等の把握・モニタリング

カンカケイニラの保護事業を適切かつ効果的に実施するため、生育箇所数及び生育株数の現状と増減推移、生育地の植生遷移など、自生個体群の生育状況や生育環境に関する調査を継続的に実施して情報を蓄積する。

特に、生育環境の変化や生育状況が悪化した場合には、原因解明のための調査を実施する。

また、カンカケイニラの自然条件下での生活史や繁殖に関する各種情報、生育に適する環境などの生物学的特性の解明に関する調査研究を進める。

#### (2) 生育地における生育環境の保全・管理

カンカケイニラの自然状態での安定した存続のためには、共存あるいは競合する生物や地形、地質など生育地の生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

上記(1)の現状把握やモニタリングの結果、カンカケイニラの生育環境が悪化し、個体数の減少や衰退が見られる場合には、効果的な保護対策を検討し、生育、繁殖に適した環境の維持・改善を図るよう努める。

#### (3) 生育地における人為的影響の軽減

現段階では園芸的価値はさほど高くないが、将来的には希少固有種としての価値が高騰する可能性がある。盗掘や生育地への不用意な立ち入りなどによる個体群維持に及ぼす人為的影響の軽

減策について検討実施する。

保護区（立入制限地区）などの指定については、場所を特定するために生育地が告示されることから、監視などの盗掘防止策の実施を前提に行うものとする。

#### （４）人工増殖及び移植の実施

既存個体数が少数であることから、万一の事態に備えるための緊急避難処置として、自生地以外での人工栽培による増殖を図る。

人工栽培技術の開発は、県等の試験研究機関や園芸篤志家と連携して、種子あるいは分株による増殖方法を明らかにするとともに、小豆島ではカンカケイニラの発見以来長期間栽培を継続している園芸家がいることから、栽培要領を聴取して人工栽培のマニュアル化を図る。

その際、人工増殖のための種子などの採取行為が、自生地の個体群維持に悪影響を与えないよう、最大限の注意を払うものとする。

また、可能であれば、産地間の遺伝子レベルでの差異や遺伝的交雑の危険性、さらには移植個体による移植先の生態系への影響などに配慮しながら、人工増殖個体の自生地又は絶滅した産地等への移植を図る。

#### （５）普及啓発の推進

カンカケイニラの保護事業を実効あるものとするためには、関係行政機関、土地所有者や関係地域の住民をはじめとする県民の理解と協力が不可欠である。

また、カンカケイニラの自生地での存続は周辺環境における生態系の一構成要素としてのみ可能であることから、これらの周辺環境を保全する取組みと一体的に実施される必要がある。

このため、カンカケイニラを含む地域の自然環境の特性や人間の働きかけの影響、カンカケイニラの生育状況とその保護の必要性などに関する普及啓発を推進し、カンカケイニラの保護に関する配慮と協力を広く呼びかけることとする。

特に、人工増殖技術の開発における専門家や園芸に造詣の深い篤志家の協力、また、カンカケイニラを栽培・増殖するための里親制度や地域の自然環境調査などへの地元住民の参加など、希少野生生物の保護管理を担う人材の育成をはじめ県民参加に基づいた保護管理基盤の強化を図る。

#### （６）事業推進への連携体制

本事業の実施に当たっては、事業にかかわる県及び地元自治体、カンカケイニラの生態等に詳しい研究者や園芸家、地元住民や環境保全団体などの関係者間の広範なネットワークの形成を図り、効果的に事業が推進されるよう、その体制整備に努める。